第6号議案 労働保険事務組合事務処理規約一部改正の件

労働保険事務組合事務処理規約の一部を次の通り改正する。

1. 改正理由

労働保険事務を委託できる事業主に係る地域要件の廃止及び「押印を求める手続の見直し 等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の施行等に伴う改正

2. 改正条項

| 条項 | 改正後 | 改正前 |
|--------|--------------------|---------------------------|
| 第2条第3項 | (労働保険関係等事務の受託) | (労働保険関係等事務の受託) |
| | 第2条(略) | 第2条(略) |
| | 2 (略) | 2 (略) |
| | 3 削除 | 3 本事務組合に前2項の事務処理 |
| | | <u>を委託することができる事業主の事業</u> |
| | | 場の地域は東京都および東京都に隣接 |
| | | <u>する県に主たる事務所が所在する事業</u> |
| | | <u>主とする。</u> |
| 第8条第2項 | (被保険者の異動等に関する報告) | (被保険者の異動等に関する報告) |
| 第4項 | 第8条(略) | 第8条(略) |
| | 2 委託組合員は、雇用保険被保険 | 2 委託組合員は、雇用保険被保険 |
| | 者証(以下「被保険者証」という。)の | 者証(以下「被保険者証」という。)の |
| | 交付を受けている者について前項の規 | 交付を受けている者について前項の規 |
| | 定による被保険者の資格の取得、転入 | 定による被保険者の資格の <u>得喪、転出</u> |
| | 及び氏名の変更の通知を行うときは、 | <u>入</u> 及び氏名の変更の通知を行うとき |
| | 被保険者証を提出しなければならな | は、被保険者証を提出しなければなら |
| | V, | ない。 |
| | 3 (略) | 3 (略) |
| | 4 本事務組合が、公共職業安定所 | 4 本事務組合が、公共職業安定所 |
| | 長から被保険者の異動又は事業主の異 | 長から被保険者の異動又は事業主の異 |
| | 動に関する確認通知を受けたときは、 | 動に関する確認通知を受けたときは、 |
| | 事務等処理簿に所定の事項を記載し、 | 事務等処理簿に所定の事項を記載し、 |
| | すみやかに当該委託組合員に通知する | すみやかに当該委託組合員に通知する |
| | ものとする。この場合には、遅滞なく事 | ものとする。この場合には、遅滞なく事 |
| | 務等処理簿にその年月日を記載し、当 | 務等処理簿に当該委託組合員の確認印 |
| | 該委託組合員の氏名を記入させるもの | <u>を徴するものとする。</u> |
| | <u>とする。</u> | |

| 条項 | 改正後 | 改正前 |
|---------|----------------------------|----------------------------|
| 第8条第5項 | 5 本事務組合が、雇用保険法施行 | 5 本事務組合が、雇用保険法施行 |
| | 規則第10条第1項、第2項及び <u>第1</u> | 規則第10条第1項、第2項及び <u>第1</u> |
| | 2条第1項の規定により被保険者証の | 4条第4項の規定により被保険者証の |
| | 交付又は返付を受けたときは、すみや | 交付又は返付を受けたときは、すみや |
| | かに当該被保険者を使用する委託組合 | かに当該被保険者を使用する委託組合 |
| | 員に被保険者証を送付するものとす | 員に被保険者証を送付するものとす |
| | る。 | る。 |
| 第9条第4項 | (離職証明書に関する報告) | (離職証明書に関する報告) |
| | 第9条(略) | 第9条(略) |
| | 2~3 (略) | 2~3 (略) |
| | 4 本事務組合が、離職票を交付し | 4 本事務組合が、離職票を交付し |
| | たときは、事務等処理簿に <u>その交付し</u> | たときは、事務等処理簿に <u>所定の事項</u> |
| | た年月日を記載するものとする。 | を記載し、その交付を受けた者から受 |
| | | 領印を徴するものとする。 |
| 第10条第6項 | (労働保険料等の納付に関する事項) | (労働保険料等の納付に関する事項) |
| | 第10条(略) | 第10条(略) |
| | 2~5 (略) | 2~5 (略) |
| | 6 前項の規定による専用口座は次 | 6 前項の規定による専用口座は次 |
| | の金融機関とする。 | の金融機関とする。 |
| | 三菱UF J銀行府中支店 | 三菱東京UFJ銀行府中支店 |
| | 普通預金 4389834 | 普通預金 4389834 |
| | (公社) 武蔵府中青色申告会 会長 | (公社) 武蔵府中青色申告会 会長 |
| 第11条第1項 | (納入告知を受けた場合の事務) | (納入告知を受けた場合の事務) |
| 第2項 | 第11条 本事務組合は、委託組合員 | 第11条 本事務組合は、委託組合員 |
| | が徴収則第38条第5項又は石綿則第 | が徴収則第38条第5項又は石綿則第 |
| | 2条の5第5項の規定による納入の告 | 2条の5第5項の規定による納入の告 |
| | 知を受けたときは、徴収及び納付簿に | 知を受けたときは、徴収及び納付簿に |
| | 納入告知にかかる事項を記載するとと | 納入告知にかかる事項を記載するとと |
| | もに、その納入告知書に指定された納 | もに、その納入告知書に指定された納 |
| | 期限の10日前までに委託組合員にそ | 期限の10日前までに委託組合員にそ |
| | の <u>納入通知書</u> を送付するものとする。 | の <u>納入告知書</u> を送付するものとする。 |
| | 2 納入通知書の送付を受けた委託 | 2 納入告知書の送付を受けた委託 |
| | 組合員は、納入通知書に指定された納 | 組合員は、 <u>納入告知書</u> に指定された納 |
| | 期限の5日前までに、納入告知にかか | 期限の5日前までに、納入告知にかか |
| | る金額を <u>納入通知書</u> に添えて本事務組 | る金額を <u>納入告知書</u> に添えて本事務組 |
| | 合に交付しなければならない。 | 合に交付しなければならない。 |

3. 施行期日 令和3年6月9日